

対象者各位

地方職員共済組合大阪府支部長

事業所得等がある被扶養者の所得確認(セルフチェック)について（依頼）

地方職員共済組合の被扶養者として認定を受けている者のうち、事業所得等がある場合については、確定申告後に下記により認定要件を引き続き具備しているかを確認してください。確認の結果、要件を具備していない、あるいは具備していない可能性がある方は、所属所人事担当者に報告・相談をお願いします。

記

1. 配布書類

- (1) 令和5年度被扶養者（事業所得等）セルフチェック票【別紙1】
- (2) [被扶養者認定に係る事業所得者の必要経費の範囲について（参考資料）](#)

2. 確認方法

『セルフチェック票』にて、事業所得がある被扶養者の収入金額を記入・確認してください。

セルフチェック票【別紙1】の対応するシートを使用し、税務署へ提出した確定申告書類の写し等をもとに、シート中の「入力方法」に従い必要な事項を入力してください。

※認定要件である収入基準額を超過する場合、セルが赤色になります。認定の取消が必要な可能性がありますので、下記連絡先までご連絡ください。

※税法上で控除できる経費でも、共済被扶養者資格の認定基準では必要経費として認められない経費がありますので、「扶養親族・被扶養者認定に係る事業所得者の必要経費の範囲について」を必ずご確認ください。

3. 要件確認

- (1) 確定申告により、令和5年中の事業所得等を含む総収入額が、認定要件である年間の収入限度額（130万円*）以上となることが判明した場合には、被扶養者認定の取消が必要です。地共済被扶養者認定については、確定申告の受付日で認定の取消手続が必要となります。
*ただし、地共済の被扶養者認定については、障害を支給事由とする年金受給者又は60歳以上の方の収入限度額は180万円となります。
- (2) 事業所得等を含む総収入額が、年間の収入限度額を超過する見込みとなったときは、取消手続が必要であるため、速やかに申告してください。
- (3) 次回実施する被扶養者資格確認調査〔検認〕時に、本セルフチェックの根拠書類となる確定申告書の写し等及び令和6年度所得証明書の提出をお願いします。
- (4) 認定内容（職業等）に変更がある場合は、変更手続が必要です。所属所人事担当者までお問い合わせください。

来年度以降の検認等で要件を備えていないことが判明した場合は、事実発生日に遡って取消となります。長期にわたる遡及の取消で医療費の返還請求を行う可能性もあり、多大な経済的負担が発生し得ますので、必ずセルフチェックをしていただきますようお願いいたします。